

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定の背景

健康づくりに関する国や大阪府の動き

わが国は、生活水準の向上や医学の進歩などにより、平均寿命が急速に延びて、世界有数の長寿国となっています。しかし、その一方では、生活習慣病やその重症化などにより要介護状態となる人が増加し、健康寿命（寝たきりや認知症にならない状態で生活できる期間）を延ばすことが喫緊の課題となっています。

国においては、平成12年3月に、「健康日本21」（計画期間：平成12～24年度）を制定し、国民運動として健康づくりを推進するとともに、平成15年に「健康増進法」を施行し、国民の健康づくり・疾病予防をさらに強力に推進することについての根拠などを整備しました。また、平成24年7月には、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症と重症化予防の徹底」「健康を支え、守るための社会環境の整備」などを基本的な方向とした「健康日本21（第2次）」を制定しました。（平成25年4月1日から適用）

大阪府においても、「健康日本21」を踏まえ、平成13年8月に「健康おおさか21」、平成20年8月には「大阪府健康増進計画」を策定し、府民運動としての健康づくりを進めており、大阪府守口保健所では、平成14年3月に保健所圏域の計画である「もりぐち・かどま健康21」を策定し、守口・門真の地域特性を踏まえた健康づくりを進めてきました。

「もりぐち・かどま健康21」は平成24年度末で終了となりましたが、大阪府では、引き続き健康づくり運動を展開していくため、平成25年3月に「第2次大阪府健康増進計画」を策定しました。

食育に関する国や大阪府の動き

国民のライフスタイルや価値観、ニーズの多様化などを背景に、「食」を大切にする意識の希薄化や家族そろって食事をする機会の減少、朝食の欠食、不規則な食生活による生活習慣病の増加など、さまざまな問題が生じており、「食」を取り巻く状況が大きく変化しています。

国では、平成17年7月に食育を国民運動として推進していくことを目的とした「食育基本法」を施行し、これに基づき「食育推進基本計画」（計画期間：平成18～22年度）を策定し、食育に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成23年3月には、「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」の3つを重点課題とした「第2次食育推進基本計画」を策定し、周知から実践へと概念を新たに食育活動を推進しています。

大阪府においても、平成19年3月に「大阪府食育推進計画」、平成24年3月に「第2次大阪府食育推進計画」を策定し、府民運動として食育を推進しています。

2. 計画の策定の趣旨

本市においては、大阪府守口保健所が策定した「もりぐち・かどま健康 21」を踏まえ、健康づくりを推進してきました。

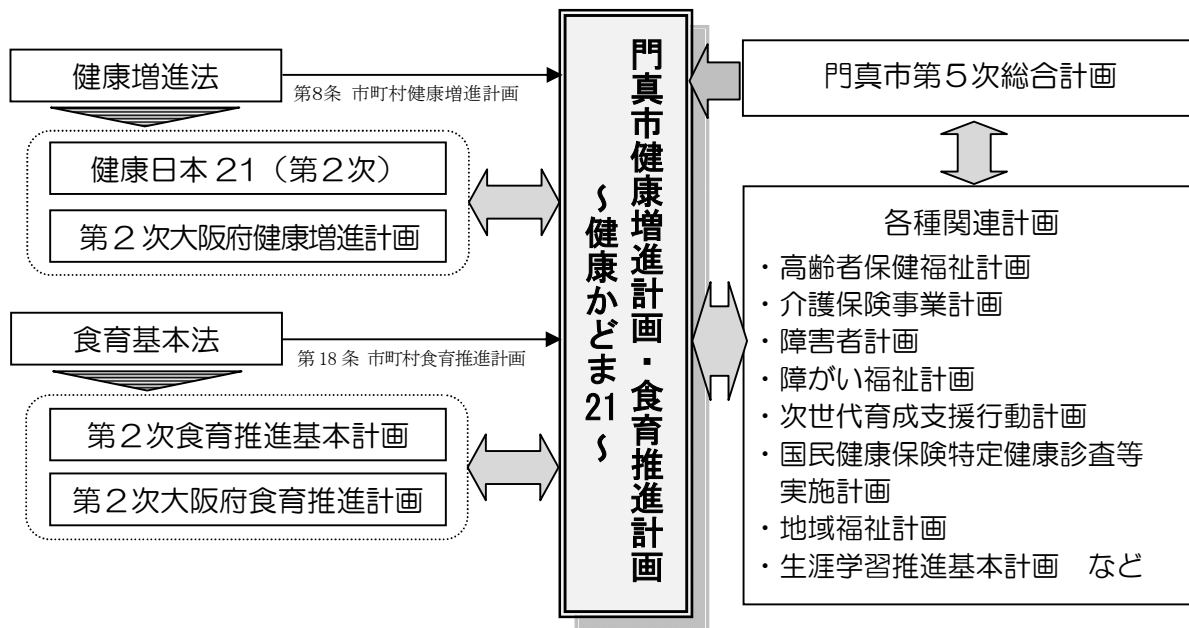
また、平成 22 年 3 月に策定した「門真市第 5 次総合計画」では、市のめざすべき将来の姿として「人・まち“元気”体感都市 門真」を掲げて、6 つの基本目標の中に、「健やかな笑顔あふれる支え合いのまち」「将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち」という基本目標を設定し、健康づくりや食育に関する施策・事業を展開しています。

このような状況の中、国や大阪府の健康づくりや食育推進の動向はもとより、本市の健康や食育を取り巻く現状・課題などを十分に踏まえ、市民一人ひとりが主体的かつ継続的に健康づくりや食育に一体的に取り組むことができるよう、「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま 21～」を策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「健康増進法」第 8 条に基づく市町村健康増進計画、そして、「食育基本法」第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけられる計画であり、国の「健康日本 21（第 2 次）」や「第 2 次食育推進基本計画」、大阪府の「第 2 次大阪府健康増進計画」「第 2 次大阪府食育推進計画」などに対応した計画となっています。

また、「門真市第 5 次総合計画」を上位計画とし、本市の健康づくりや食育に関する施策・事業を進めるための計画として位置づけ、関連計画などとの整合性を図っています。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度の 10 年間を計画期間とします。なお、計画の中間評価・改定は平成 29 年度を目途に実施するとともに、最終年度である平成 34 年度中に最終評価を行い、計画の見直しを行います。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
門真市健康増進計画 ・食育推進計画 ～健康かどま 21～										

5. 計画の策定の進め方

以下の取り組みを通じて、本計画の策定にあたりました。

1) 健康増進計画・食育推進計画策定懇話会

本計画を策定するにあたって、保健や医療、福祉、教育など各分野の関係者や学識経験者などで構成する「門真市健康増進計画・食育推進計画策定懇話会」を設置し、計画策定の進め方とともに、健康や食育に関する現状や課題、計画内容などについて審議を行いました。

2) 市民アンケート調査

市民の健康づくりや食育に関する意識やニーズ、動向などを把握するため、小学 5 年生・中学 2 年生、幼児保護者、20 歳以上市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

	小中学生対象調査	幼児保護者対象調査	20 歳以上市民対象調査
調査対象者	市内小学校の小学 5 年生 1,151 人 市内中学校の中学 2 年生 1,132 人	平成 24 年 1 月 16 日現在、 本市在住の 4 歳児、5 歳児 の保護者の方から 1,000 人 を無作為抽出	平成 24 年 1 月 16 日現在、本 市在住の 20～74 歳の方から 2,000 人を無作為抽出
調査方法	学校を通じた配布・回収	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	平成 24 年 2 月	平成 24 年 2 月 10 日（金）～2 月 24 日（金）	
回収結果	有効回収数 小学生 1,110 部 中学生 1,001 部 有効回収率 小学生 96.4% 中学生 88.4%	回収数 500 部 回収率 50.0% 有効回収数 487 部 有効回収率 48.7%	回収数 809 部 回収率 40.5% 有効回収数 800 部 有効回収率 40.0%

3) グループインタビュー等調査

市民アンケート調査結果の補完や、既存の健康増進などの施策・事業において関わりの少ない市民の健康づくりや食育に関する意識やニーズ、動向などを把握することを目的に、グループインタビューとヒアリング調査を実施しました。

4) ワークショップ (WS)

計画策定に市民が参画する場として、ワークショップを実施し、本市の健康や食育に関する現状などを知ってもらうとともに、健康づくりや食育推進に関する課題や取り組みのアイデア、個人や地域の役割などを検討しました。なお、ワークショップには、食生活改善推進員、エイフボランタリーネットワーク会員、消費生活研究会会員、スポーツ推進委員、PTA役員、ケアマネジャー、ヘルパー、自営業者、保健事業参加者など、30～70歳の男女15人の参加を得ました。



5) 健康増進計画・食育推進計画策定委員会

庁内関係部局の代表者で構成する「健康増進計画・食育推進計画策定委員会」を設置し、健康や食育に関する現状や課題、計画内容の検討を行いました。

6) 健康増進計画・食育推進計画策定委員会ワーキンググループ

庁内で横断的かつ総合的に健康増進施策及び食育施策を推進していくため、庁内関係部局の担当者などで構成する「健康増進計画・食育推進計画策定委員会ワーキンググループ」を設置し、健康や食育に関する現状や課題、今後の取り組みの方向性などについて共有を図りました。

6. 計画の構成

本計画は、「健康増進法」第8条に基づく市町村健康増進計画と「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画を一体的に策定したものであり、健康増進分野と食育推進分野を包括し、以下のような構成となっています。

【計画の構成イメージ】

